別紙1－1（2026年6月1日）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス…①

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度・負担割合に応じたサービス利用料金の自己負担額をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。

【多床室】【従来型個室】

＜基本的な料金＞　（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.ご利用者の要介護度とサービス利用料金	589単位	659単位	732単位	802単位	871単位
2.日常生活継続支援加算	36単位				
(2.サービス提供体制強化加算)	2.日常生活継続支援加算を算定しない場合 Ⅰ22単位　・　Ⅱ18単位　・　Ⅲ6単位（いずれか）				
3.看護体制加算Ⅰ（ロ）	4単位				
4.看護体制加算Ⅱ（ロ）	8単位				
5.夜勤職員配置加算Ⅲ（ロ）	16単位				
6.個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位				
7.栄養マネジメント強化加算	11単位				
8.口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位（月）				
9.個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位（月）				
10.科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50単位（月）				
11.ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位（月）				
12.生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位（月）				
13.サービス利用料合計（1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12）	685単位	755単位	827単位	897単位	966単位
14.介護処遇改善加算（13.×17.6/100）	121単位	133単位	146単位	158単位	170単位
15.サービス利用料合計（13+14）	806単位	888単位	973単位	1055単位	1136単位
16. 1単位＝10.14円（注1）	8,172円	9,004円	9,866円	10,697円	11,519円

自己負担額（1 割負担の方）

17.うち、介護保険から給付される金額（16.×90/100）	7,354 円	8103 円	8,879 円	9,627 円	10,367 円
18.サービス利用に関わる自己負担（16-17）	818 円	901 円	987 円	1,070 円	1,152 円

自己負担額（2 割負担の方）

17.うち、介護保険から給付される金額（16.×80/100）	6,537 円	7,203 円	7,892 円	8,557 円	9,215 円
18.サービス利用に関わる自己負担（16-17）	1,635 円	1,801 円	1,974 円	2,140 円	2,304 円

自己負担額（3 割負担の方）

17.うち、介護保険から給付される金額（16.×70/100）	5,720 円	6,302 円	6,906 円	7,487 円	8,063 円
18.サービス利用に関わる自己負担（16-17）	2,452 円	2,702 円	2,960 円	3,210 円	3,456 円

（注 1）浜松市は地域区分が「7 級地」に該当するため、単位数に 10.14 円を乗じた金額となります。

・施設の体制等の状況により介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額が変更されます。
・小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。
・ご利用者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については利用料金表と異なる場合があります。

別紙1－2（2024年4月1日）

(1)　介護保険の給付の対象となるサービス…②

＜加算＞

当施設の体制やご利用者の心身の状況に応じて介護保険法上の料金が加算されます。

加算項目	内　容	単位/日
準ユニットケア加算	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合	5単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	外部の通リハ事業所等の専門職が施設を訪問せず、ICT等を活用し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合	100単位/月（3月に1回を限度）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	外部の通リハ事業所等の専門職が施設を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合	200単位/月
個別機能訓練加算（Ⅲ）	ご利用者ごとに理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容や情報、口腔の健康状態に関する情報、栄養状態に関する情報を共有し、共有した情報を踏まえ、必要に応じ個別機能訓練計画の見直しを行い関係職種間で共有している場合	20単位/月
若年性認知症入所者受入加算	介護保険法に該当する初老期の認知症利用者にサービスを提供する場合	120単位
常勤医師配置加算	専従の常勤医師を配置している場合	25単位
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行った場合	5単位
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	視覚障害者等が 15 名以上または入所者総数のうち 30%以上入所し、障害者生活支援員を配置した場合	26単位
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	視覚障害者等が入所者総数のうち 50%以上入所し、障害者生活支援員を配置した場合	41単位
外泊時費用	入院または外泊をした場合（外泊初日と最終日は除き月6日、月をまたいだ場合12日まで）	246単位
外泊時在宅サービス利用費用	居宅における外泊に対して、当施設から提供される在宅サービスを利用した場合（月6日まで）	560単位
初期加算	入居した日から30日まで加算 30日を超える入院後に再入居した場合も同様	30単位
退所時栄養情報連携加算	当施設の管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、ご利用者の栄養管理に関する情報を提供した場合	70単位/回
再入所時栄養連携加算	入院した際、入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合において、当施設の管理栄養士と入院先の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	200単位/回
退所前・後訪問相談		460単位/回

<table>
<tr><td>援助加算</td><td colspan="2" rowspan="3">退所にあたり在宅または施設等における生活に向け、各事業所等と相談・連絡・調整を行った場合</td><td></td></tr>
<tr><td>退所時相談援助加算</td><td>400 単位/回</td></tr>
<tr><td>退所前連携加算</td><td>500 単位/回</td></tr>
<tr><td>退所時情報提供加算</td><td colspan="2">退所にあたり医療機関に対して、ご利用者の状況や生活歴等を示す情報を提供した場合</td><td>250 単位/回</td></tr>
<tr><td>協力医療機関連携加算（１）</td><td colspan="2">相談、診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合</td><td>100 単位/月</td></tr>
<tr><td>協力医療機関連携加算（２）</td><td colspan="2">協力医療機関連携加算（１）以外の協力医療機関と連携している場合</td><td>5 単位/月</td></tr>
<tr><td>経口移行加算</td><td colspan="2">経管栄養のご利用者に対して経口摂取への移行に関わる援助を行った場合</td><td>28 単位</td></tr>
<tr><td>経口維持加算（Ⅰ）</td><td colspan="2">誤嚥がある入所者に対して多職種が協働で食事に関わる計画作成し、援助を行った場合</td><td>400 単位/月</td></tr>
<tr><td>経口維持加算（Ⅱ）</td><td colspan="2">誤嚥がある方に対して食事に関わる援助を行った場合</td><td>100 単位/月</td></tr>
<tr><td>口腔衛生管理加算（Ⅰ）</td><td colspan="2">歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月 2 回以上口腔ケアを行い、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合</td><td>90 単位/月</td></tr>
<tr><td>科学的介護推進体制加算（Ⅱ）</td><td colspan="2">基本的情報に加えて、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省に提出している場合</td><td>50 単位/月</td></tr>
<tr><td>療養食加算</td><td colspan="2">医師の発行する処方箋に基づき、ご利用者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合</td><td>6 単位/回</td></tr>
<tr><td>特別通院送迎加算</td><td colspan="2">透析を必要とするご利用者に対し、家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある時に送迎を行った場合（1 月 12 回以上）</td><td>594 単位/月</td></tr>
<tr><td>ADL 維持等加算（Ⅰ）</td><td colspan="2">利用者の ADL を所定の方法を用いて評価し、評価情報を厚生労働省に提出し、定められた評価値を満たす場合</td><td>30 単位/月</td></tr>
<tr><td>ADL 維持等加算（Ⅱ）</td><td colspan="2">利用者の ADL を所定の方法を用いて評価し、評価情報を厚生労働省に提出し、定められた評価値を満たす場合</td><td>60 単位/月</td></tr>
<tr><td>自立支援促進加算</td><td colspan="2">医師の自立支援に必要な医学的評価を基に、多職種が共同し、定期的に見直し、自立支援に係る支援計画を作成、実施した場合</td><td>280 単位/月</td></tr>
<tr><td rowspan="3">配置医師緊急時対応加算</td><td rowspan="3">複数の医師を配置するなどの体制を整備し、配置医師が施設を訪問し診察を行った場合</td><td>勤務時間外</td><td>325 単位/回</td></tr>
<tr><td>早朝・夜間</td><td>650 単位/回</td></tr>
<tr><td>深夜</td><td>1,300 単位/回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">看取り介護加算（Ⅰ）</td><td rowspan="3">医師が終末期にあると判断したご利用者に、ご家族と連携をとりながら看取り介護を行った場合</td><td>死亡日の 31 日～45 日前</td><td>72 単位</td></tr>
<tr><td>死亡日の 4 日～30 日前</td><td>144 単位</td></tr>
<tr><td>死亡日の 2 日又は 3 日前</td><td>680 単位</td></tr>
</table>

		死亡日	1,280 単位
看取り介護加算（Ⅱ）	配置医師緊急時対応加算の算定に係る体制を整備し、医師が終末期にあると判断したご利用者に、ご家族と連携をとりながら看取り介護を行った場合	死亡日の 31 日～45 日前	72 単位
		死亡日の 4 日～30 日前	144 単位
		死亡日の 2 日又は 3 日前	780 単位
		死亡日	1,580 単位
在宅復帰支援機能加算	在宅復帰支援として、ご利用者のご家族や居宅支援事業者に対して連絡・情報提供を行った場合		10 単位
在宅・入所相互利用加算	在宅復帰支援として、居宅支援事業者に対してご利用者の心身の状況について情報提供しながら居宅支援事業者と共に在宅での生活継続支援を行った場合		40 単位
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症の方が入所総数のうち 50%以上おり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置している場合		3 単位
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症の方が入所総数のうち 50%以上おり、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置している場合		4 単位
認知症行動心理症状緊急対応加算	医師が、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し、サービスを提供した場合（7 日限度）		200 単位
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	認知症の方が入所総数のうち 50%以上おり、認知症介護の指導に係る専門的な研修またはケアプログラムを修了している者を配置し、チームでケアを実施し、評価、振り返り、計画の見直し等を実施した場合		150 単位/月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	認知症の方が入所総数のうち 50%以上おり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームでケアを実施し、評価、振り返り、計画の見直し等を実施した場合		120 単位/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡の発生に係るリスクについて、所定の方法を用いて評価をするとともに、リスクがある方に対して褥瘡ケア計画を作成し、定期的に見直し（3 ヶ月に 1 回）を行い、厚生労働省に情報を提出し活用している場合		3 単位/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡の発生に係るリスクについて、所定の方法を用いて評価をするとともに、リスクがある方に対して褥瘡ケア計画を作成し、定期的に見直し（3 ヶ月に 1 回）を行い、厚生労働省に情報を提出し活用かつ褥瘡の発生がない又は治癒した場合		13 単位/月
排せつ支援加算（Ⅰ）	排泄に介護を要する入所者に対して支援計画を作成し、それに基づく支援を行った場合		10 単位/月
排せつ支援加算（Ⅱ）	施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又は尿道カテーテルが抜去された・またはおむつ使用ありからおむつ使用なしに改善している場合		15 単位/月
排せつ支援加算（Ⅲ）	施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又は尿道カテ		20 単位/月

	ーテルが抜去された・かつおむつ使用ありからおむつ使用なしに改善している場合	
安全対策体制加算	外部の研修を受けた安全対策担当者を配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	20 単位/入所時
高齢者施設等 感染対策向上加算 （Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、協力医療機関等との間で対応を取り決めるとともに、連携し適切に対応し、医療機関や医師会が行う研修又は訓練に年 1 回以上参加している場合	10 単位/月
高齢者施設等 感染対策向上加算 （Ⅱ）	高齢者施設等感染対策向上加算（１）に加え、3 年に 1 回以上当施設で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合	5 単位/月
新興感染症等 施設療養費	ご利用者が厚労省が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ感染症に感染したご利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合	240 単位/日
生産性向上 推進体制加算 （Ⅰ）	見守り機器等を複数導入し、ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行い、取組による成果が確認された場合	100 単位/月

別紙２－１（2026 年 8 月 1 日）

(2)　介護保険の給付の対象とならないサービス…①

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①　食費・居住費

【食　費】食材料費と調理費は全額自己負担となります。

【居住費】室料と光熱費相当が全額自己負担となります。

＊介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証がある場合には減額されます。

金額/日

	食費	居住費		
		多床室	従来型個室①	従来型個室②
基準費用額	1,950	960	1,280	1,840
第 1 段階	300	0	380	380
第 2 段階	390	430	480	480
第 3 段階①	680	430	880	880
第 3 段階②	1,420	530	980	980

※　入院・外泊中の居住費について

①　7 日以内の入院･外泊の場合

外泊時費用（246 単位）に加え、居住費（介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証をお持ちの方は減額された金額）をご負担いただきます。

②　7 日を超える入院・外泊の場合

居住費（介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証は適用されません）をご負担いただきます。

※　短期入所生活介護事業等で、入院・外泊中の居室の利用を相談させていただく場合がありますのでご了承下さい。この場合、この期間における居住費はいただきません。

別紙2－2（2022年4月1日）

（2） 介護保険の給付の対象とならないサービス…②

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

② 特別な食事

・ご利用者のご希望や必要に応じて、特別な食事を提供した場合（おやつ・栄養補助食品を含む）

おやつ　1回につき80円　　**栄養補助食品　実費**

③ 理美容（実費負担）

・原則として、週1回、理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

④ レクリエーション・クラブ活動（実費負担）

・ご利用者のご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただけます。材料代等の実費をご負担いただいます。

絵画教室　1回につき209円

⑤ タオル・おしぼり

・原則として、食事介助、入浴介助、排泄介助等に使用するタオル・おしぼりにつきましては、施設の提供する物品をご利用いただきます。

1日につき52円

⑥ 日常生活諸費（実費負担）

・日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものいかかる費用をご負担いただきます。

⑦ 外出支援に関わる費用

・ご希望により、外出に関わる支援を行います。

外出に使用する公用車の燃料代：1㎞につき21円

⑧ 複写物の交付

・ご希望により、サービス提供に関する記録やその他の複写物を交付します。

1枚につき10円

⑨ 写真の注文

・行事等の写真をご希望される方にお渡しいたします。

1枚につき52円

⑩ 支払証明書の発行

・ご希望により、支払証明書を発行いたします（利用料領収書の再発行は、いたしません）。

1回につき1,650円

⑪ 預かり金の管理

・預金通帳、印鑑、有価証券等は原則としてお預かり致しません。事情によりご家庭での管理が困難な場合に限り、別途「預かり金管理規定」に基づきお預かり致します。

1ヶ月につき1,650円

⑫ 立替金の利用（無料）

・別に定める「和合愛光園立替金マニュアル」に基づき、立替金責任者が認めるものについては施設立替えを実施いたします。

⑬ 重要書類の管理（無料）

・原則として、入居期間中、ご利用者の介護保険被保険者証、医療保険被保険者証、限度額認定証、障害者手帳、協力医療機関の診察券、その他施設で指定するものをお預かりさせていただきます。